

改正

平成22年2月15日21世障施第2004号

平成23年4月1日23世障施第65号

平成24年8月31日24世障施第860号

平成25年3月18日24世障施第2253号

平成26年2月24日25世障施第2077号

平成28年3月25日27世障施第2094号

平成31年3月4日30世障施第1952号

令和4年4月1日4世障施第2号

世田谷区自立支援協議会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 障害者（障害児を含む。以下同じ。）が安心して地域で自立した生活を継続することのできる社会の実現を目指し、地域における障害者等への支援体制の整備を推進するため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第89条の3第1項の規定に基づき、世田谷区自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 法第89条の3第1項の関係機関等の相互間におけるネットワークの構築及び同条第2項に規定する情報の共有に関すること。
- (2) 事例ごとの支援のあり方に関すること。
- (3) 障害者の自立支援に係る社会資源の開発及び改善に関すること。
- (4) 地域の障害者等への支援体制に係る課題整理に関すること。
- (5) 法に規定する基幹相談支援センターの活用、指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する指定障害児相談支援事業者（以下これらを「相談支援事業者」という。）の質の向上を図るための研修の実施等相談支援体制及び運営評価に関すること。
- (6) 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）

に規定する障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策の促進に関すること。

(7) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）に基づく区内における障害を理由とする差別を解消するための取組みに関すること。

(8) 前各号に掲げるもののほか、地域における障害者の自立支援に関すること。

2 協議会は、国、他の地方公共団体その他の関係機関、事業者、区民等がそれぞれの立場において可能な範囲内で前項各号に掲げる事項に取り組むよう働きかけるものとする。

3 協議会は、区が設置する各種協議会等の関係機関と連携して第1項各号に掲げる事項に取り組むものとする。

(組織)

第3条 協議会は、次の委員をもって組織する。

(1) 次に掲げる者のうち、区長が委嘱する者

ア 学問上の知識を有する者

イ 指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者又は指定障害児相談支援事業者

ウ サービス提供事業者

エ 障害者福祉団体連絡協議会代表

オ 障害者就労関係者

カ 世田谷区基幹相談支援センターの従業員

キ 教育関係者

ク 保健医療関係者

ケ 弁護士、社会福祉協議会の構成員等権利擁護関係者

コ 民生委員等地域住民

サ 障害者及びその家族

シ アからサまでに掲げる者のほか、区長が特に適任と認める者

(2) 次に掲げる職にある者

ア 総合支所保健福祉センター所長（代表）

イ 障害福祉部長

ウ 世田谷保健所長

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 協議会に副会長を置き、会長が指名する者をもって充てる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、必要に応じ会長が招集し、主宰する。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見、説明等を聴くことができる。
- 4 協議会の庶務は、障害福祉部障害施策推進課及び世田谷区基幹相談支援センターにおいて処理する。

(エリア自立支援協議会)

第7条 協議会は、総合支所が所管区域の特性に応じ第2条第1号から第4号までに掲げる事項を協議するため、総合支所ごとにエリア自立支援協議会を置く。

- 2 エリア自立支援協議会は、第3条第1号に掲げる者並びに総合支所保健福祉センター保健福祉課長及び同課の職員を委員として組織する。
- 3 エリア自立支援協議会に会長を置き、委員の互選により定める。
- 4 エリア自立支援協議会の会長は、エリア自立支援協議会を招集し、主宰する。
- 5 エリア自立支援協議会の庶務は、地域障害者相談支援センター及び総合支所保健福祉センター保健福祉課において処理する。

(部会)

第8条 協議会は、第10条に規定する運営会議における検討を踏まえ、必要に応じ部会を置く。

- 2 部会は、協議会から託された事項につき協議するとともに、協議に基づき実施された事項について評価及び検証を行う。
- 3 部会の構成員は、協議会から託された事項に関連する区の担当所管課の職員のほか、第3条第1号に掲げる者のうちから協議会において選出する。
- 4 部会に会長を置き、委員の互選により定める。
- 5 部会の会長は、部会を招集し、主宰する。

6 部会の庶務は、協議会から託された事項に関連する区の担当所管課において処理する。

(ワーキンググループ)

第9条 協議会は、部会の設置の検討に必要な情報収集等調査を行うため、必要に応じ次条に規定する運営会議にワーキンググループを置く。

2 ワーキンググループの構成員は、次条に規定する運営会議において選出する。

(運営会議)

第10条 協議会は、協議会の運営を円滑に行うため、運営会議を置く。

2 運営会議は、次に掲げる事項を処理する。

- (1) エリア自立支援協議会及び部会での協議に基づく第2条各号に掲げる事項の整理及び調整
- (2) 部会の設置及び構成員の検討
- (3) ワーキンググループの運営
- (4) 協議会に係る広報活動
- (5) シンポジウム、講演会等の企画及び運営
- (6) 相談支援従事者の質の向上を図るための研修の実施に関する事項
- (7) 関係機関等から提供される情報の整理及び協議会への提供準備
- (8) 前各号に掲げるもののほか、協議会の運営に必要な事項に係る協議

3 運営会議は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 協議会の会長及び副会長
- (2) エリア自立支援協議会の会長及び部会の会長
- (3) 総合支所保健福祉センター保健福祉課及び部会が協議会から託された事項に関連する区の担当所管課の職員

4 運営会議は、必要に応じ協議会の会長が招集し、主宰する。

5 運営会議は、必要があると認めるときは、運営会議の構成員以外の者の出席を求め、その意見、説明等を聴くことができる。

6 運営会議の庶務は、世田谷区基幹相談支援センターにおいて処理する。

(守秘義務)

第11条 協議会、エリア自立支援協議会、部会、ワーキンググループ及び運営会議の委員又は構成員は、その職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会の会長が定める。

附 則

この要綱は、平成19年7月1日から施行する。

附 則（平成22年2月15日21世障施第2004号）

この要綱は、平成22年2月15日から施行する。

附 則（平成23年4月1日23世障施第65号）

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年8月31日24世障施第860号）

この要綱は、平成24年9月1日から施行する。

附 則（平成25年3月18日24世障施第2253号）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年2月24日25世障施第2077号）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月25日27世障施第2094号）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月4日30世障施第1952号）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和4年4月1日4世障施第2号）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。